

事務連絡

令和2年4月22日

補装具製作者各位

補装具巡回相談の適合判定についてお願い

平素より、当センターの業務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年末より発生した新型コロナウイルス感染禍が拡がる中、補装具費支給事務等に係る当センター巡回相談において使用させていただいております巡回相談会場について、閉館・休館となるところが増えてきており、現在、会場の確保が難しい状況となりつつあります。

加えて先日国より「非常事態宣言」が発出されたこともあり、人の外出・移動・施設利用制限の生じる中で巡回相談の実施が今後増々難しくなるものと危惧されます。

このような状況下、府内の感染拡大の防止を図りつつも、補装具申請者への補装具費支給に大きな支障を来さないようにするために、巡回相談の実施手続き一部変更もやむない状況と考えております。つきましては当面の間、適合判定について以下のような取り扱いをさせていただきたく存じますので、ご配慮・ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

(1) 巡回相談会場等において直接判定を実施したケースや文書で同型支給の適合判定にあたり本人の会場等への来所必要な種目については、「適合検査依頼書」及び「装着・利用状況の写真」を送付頂ければ、適切な支給内容である場合、原則として申請者の外出・巡回相談会場等への来所なしに、適合判定審査結果を市町村に交付させていただきます。

(2) 車椅子或いは電動車椅子で、適合判定が従来より現物検収のみで実施されていた場合については、「適合検査依頼書」及び当該車椅子或いは電動車椅子の寸法・付属品が確認出来る写真（例・・・クッションが多層の場合など）を送付頂ければ、適合判定審査結果を市町村に交付させていただきます。

尚、新型コロナウイルス感染禍終息に伴い、人の外出・移動・施設利用等についての制約がなくなった時点において、当該補装具の現物検収を実施する場合があります。

以上

巡回相談先及び本所での適合判定をご希望の場合は従来通り、ご予約いただきますようお願いいたします。その際は、ご予約されている方々にも体調等をご確認頂き、ご体調が悪い場合は延期、又は上記の代替手続きをご提案いただくなどご配慮をお願いします。また会場のご案内は、急な中止や変更もあり得ることをご了承いただきますようお願いいたします。

以上、お手数をお掛けしますが、ご協力のほうよろしくお願い申し上げます。

大阪府障がい者自立相談支援センター

身体障がい者支援課 担当 浦手

TEL 06-6692-5262 fax 06-6692-5340

